

なくす会ニュースレター

330-0064

さいたま市浦和区岸町7-11-5

TEL 048-844-8972 FAX 048-829-7444

nakusukai.01@saitama-k.com

<http://saitama-higainakusukai.or.jp>

特商法の抜本的改正を求める全国連絡会（連絡会）が結成されました

特定商取引法（以下、「特商法」）は、平成28年改正法の附則に定められた、いわゆる5年後見直し規定に基づく見直しの時期を、本年12月に迎えることになります。

全国の消費生活相談の件数は高止まりが続いており、その半数以上を特商法の対象取引が占めています。連絡会では、消費者被害を劇的に減少させ、安全・安心な消費生活を実現するために、下記の「私たちの獲得目標」に記載した事項を含む特商法の抜本的改正を行う必要があると考えています。そのためには、様々な立場の組織・団体・個人が広く手を結び、世論を喚起し、法改正の実現を求める声を強めていく必要があります。

【私たちの獲得目標】

- 1 訪問販売・電話勧誘販売について、予め拒絶の意思を表明している者に対する訪問勧誘・電話勧誘を禁止すること
- 2 インターネットによる通信販売の規制強化
- 3 マルチ商法等の規制の強化

⇒ 連絡会への参加をぜひご検討ください。

申込方法その他お問合せはなくす会事務局までお願いします。



消費者庁イラスト集より

★★★ ニュースレターで振り返る埼玉消費者被害をなくす会 ★★★

2005年1月の第1号ニュースレターから17年。2022年11月に第100号を発行することができました。今号では、この間のニュースレターの紙面を振り返ります。

第1号 2005年1月10日発行

2005年1月10日発行 第1号 発行者: NPO 法人埼玉消費者被害をなくす会
理事長: 石川 祐司
〒330-0064
さいたま市浦和区岸町 7-11-5 県生協連内
Tel 048-844-8971 Fax 048-844-8973

第10回埼玉・商品被害をなくす連絡会総会

特定非営利活動法人

“埼玉消費者被害をなくす会設立総会”開催！

なくす会9年間の報告をし、発展にむけ組織変更

2004年7月9日(金)、埼玉会館7B会議室において、73人の参加で第10回埼玉・商品被害をなくす連絡会総会が行われました。なくす会代表委員・宮沢方子さんの主催者挨拶に続き、埼玉県消費生活課・課長の佐藤あけみ様より、「皆様には日頃から消費者被害の予防・救済という観点から、県の消費者行政にご尽力いただいています。また、特定非営利活動法人埼玉消費者被害をなくす会の設立総会も兼ねることをお祝い申し上げますとともに、今後の会のご発展をご期待申し上げます」との励ましのご挨拶をいただきました。続いて、2003年度のまとめと決算報告、なくす会9年間のまとめと組織変更の件について、久慈事務局長から提案し、その後拍手で一括承認され総会を終了しました。

埼玉消費者被害をなくす会設立総会

-当時を振り返って一言-

1992年からのPL法埼玉県連絡会の活動、1995年からの埼玉・商品被害をなくす会の活動を通して様々なつながりを築いてきたことが実を結び、現在のなくす会は誕生しました。活動委員会の取り組んだこんにやくゼリーの調査、耐熱タンブラーの調査など積み上げてきた活動実績や、法律の専門家から消費者まで幅広い人々が集まっているなくす会の活動には、多方面から注目と期待が集まりました。

石川祐司さん(設立時の理事長)

適格消費者団体を目指して

第12号 2007年7月23日発行

2007年 11月20日発行 第12号 発行所：NPO法人埼玉消費者被害をなくす会
理事長：石川 祐司
〒330-0064
さいたま市浦和区岸町 7-11-5 県生協内
Tel048-844-8971 Fax048-844-8972

埼玉消費者被害をなくす会

ホームページ開設！！
埼玉県生協連のホームページから
2007年 10月31日、独立し公開いたしました。

第20号 2009年5月29日発行

2009年3月5日に全国で7番目の適格消費者団体に認定されました。4月23日には、認定記念シンポジウムを開催。地域に根差した適格消費者団体を目指して活動がスタートしました。現在は全国に23団体の適格消費者団体があります。

適格消費者団体認定記念シンポジウムを開催しました

去る4月23日に適格消費者団体の認定を記念して、浦和ワシントンホテル(さいたま市)において開催しました。当日は、埼玉県、八潮市、狭山市消費者センターをはじめ、消費者機構日本、日本生協連、事業者、県内の消費者団体、生協、報道関係、なくす会の会員など88人の皆さまが参加されました。「第1部」を内閣府と当会副理事長池本弁護士による2つのセミナーと質疑応答、「第2部」の記念懇談会(立食)では、参加した皆さまと当会の役員・委員との交流を兼ねてお祝いいただきました。

口開会の挨拶(石川理事長)
当会は、埼玉県消費生活コンサルタントの会、埼玉弁護士会、埼玉司法書士会、消費者団体や会の最大の特徴である活動委員さんの地道な調査活動などで支えられています。野田大臣より認定書の授けに際し頂いた「埼玉消費者被害をなくす会は地域に根付いた適格消費者団体である」というキーワードを今後も大切にしていきたい。



ベスト消費者サポーター賞を受賞！

第31号 2011年5月20日発行

平成23年度消費者支援功労者表彰

「ベスト消費者サポーター章」受賞

主催：消費者庁

消費者支援功労者表彰とは・・・

「消費者利益の擁護・増進のために各方面で活躍されている方々を表彰する制度」(昭和60年～)

消費者庁創設に伴い、本年度から個人だけではなく『新しい公共』の重要な担い手である消費者団体・グループも幅広く表彰することとなり、消費者支援活動について幅広く奨励し、今後の活動の参考に資するため、できるだけ多くの顕著な功績のある方々を称え、広く社会に紹介するとの趣旨で、今回【ベスト消費者サポーター章】を創設。
なくす会は消費者機構日本からの推薦により「ベスト消費者サポーター章」を受賞しました。

＜平成23年度被表彰者＞

都道府県等から推薦された129件(個人65件、団体64件)の中から、以下を選定
内閣総理大臣表彰 5件
内閣府特命担当大臣表彰 20件
ベスト消費者サポーター章 60件



適格消費者団体として活動を本格化！

第25号 2010年5月20日発行

2010年5月、なくす会として初の訴訟提起。2020年7月20日和解。なくす会側の主張が全面的に認められ、着物レンタルのキャンセル条項が改善されました。

なくす会ニュースター 埼玉消費者被害をなくす会 理事長：池本誠司
〒330-0064
さいたま市浦和区岸町 7-11-5 県生協内
Tel048-844-8971 Fax048-844-8973
http://saitama-higainakusukai.or.jp/

着物レンタルのキャンセル条項で関東初の差止訴訟を提訴

埼玉消費者被害をなくす会は、2010年5月11日、呉服小売専門店「きものファッションすざやま」を運営する杉山株式会社(本社：埼玉県羽生市)に対し、着物レンタル契約時のキャンセルに関する条項の使用差止めを求め、さいたま地方裁判所所轄支部に訴状を提出しました。

第37号 2012年5月27日発行

(株)渡辺住研訴訟提起⇒和解

なくす会として2件目の差止訴訟を提起

埼玉消費者被害をなくす会は、2012年4月27日、不動産賃貸業『株式会社渡辺住研』に対し、入居者規約及び賃貸借重要事項説明書における不当条項の使用差止めを求め、さいたま地方裁判所川越支部に訴状を提出しました。



★ 提訴した4月27日に記者会見を行い、新聞4紙に掲載されました。

第40号 2012年11月15日発行

(株)MR請求訴訟提起⇒和解

探偵社 (株)MR に対して差止請求訴訟を提起しました

2012年10月19日、企業信用調査、個人情報調査を目的とする事業者である『株式会社MR』(本社：東京都豊島区)に対する差止請求訴訟を東京地方裁判所民事部に提起しました。差止請求訴訟は なくす会として3件目となります。



差止の対象とした条項

第66号 2017年3月30日発行

(株)NTTドコモ訴訟提起⇒控訴審敗訴

(株)NTTドコモに対し、差止請求訴訟を提起しました 2017年1月25日

2017年1月25日、通信事業を主な事業とする『株式会社NTTドコモ』(本社：東京都千代田区)に対する差止請求訴訟を東京地方裁判所民事部に提起しました。差止請求訴訟は なくす会として4件目となります。

(株)NTTドコモの約款変更により、利用料金の案内方法として



第72号 2018年3月20日発行

(株)台企画訴訟提起⇒和解

侖台企画に対し、差止請求訴訟を提起しました(2018年1月29日)

2018年1月29日、「有限会社 台企画」(本社：神奈川県横浜市、以下、当該事業者という)に対する差止請求訴訟をさいたま地方裁判所民事部に提起しました。なくす会(以下、当会)として5件目の差止請求訴訟となります。1、訴訟に至るまでの経緯
当会では、2016年10月より当該事業者に対し「問合せ」「申入れ」



第74号 2018年7月20日発行

(株)ディー・エヌ・エー訴訟提起⇒控訴審でも勝訴

(株)ディー・エヌ・エーに対し、差止請求訴訟を提起しました

2018年7月9日午前、「株式会社ディー・エヌ・エー」(本社：東京都渋谷区)に対する差止請求訴訟をさいたま地方裁判所民事部に提起し、同日11時より埼玉弁護士会館にて会見を行いました。当該事業者が運営するポータルサイト「モバゲー」のサービス利用契約には、消費者契約法第8条第1項で無効とする内容が含まれている条項があるとし、該当する規約の使用差止を求めました。



第77号 2019年1月15日発行

(株)トーソーコンストラクション訴訟提起⇒和解

お知らせ

㈱トーソーコンストラクション裁判傍聴案内

➤ ㈱トーソーコンストラクションに対する差止請求訴訟 第1回期日
2019年1月24日(木)10時～さいたま地方裁判所 B棟504号法廷

第85号 2020年5月15日発行

(株)ROOKIES訴訟提起⇒訴え取り下げ

(株)ROOKIESに対する差止請求訴訟を提起しました

なくす会は2019年3月31日、株式会社ROOKIES(本社：大阪府吹田市、以下当該事業者という)に対し、差止請求訴訟を提起しました。当該事業者が運営するポータルサイト「チケットプロモーション」のサービス利用契約には、消費者契約法第8条第1項第1号及び同条第3号、消費者契約法第9条第1号、消費者契約法第10条に違反する条項があるとして、該当する規約の使用差止を求めています。当該事業者に対しては2018



広告表示や、利用規約などにおける一部条項の使用停止または修正などを求める「申入書」「書面による事前の差止請求書」を送付した事業者及び「訴訟」を提起した事業者については、ニュースレターにて報告するとともに、当会ホームページに公表しています。

振り返ってみると、多数の報告をこのニュースレターに載せていただきました。特に印象深い訴訟は、初めての敗訴事件となった(株)NTTドコモの約款変更規定に対する差止訴訟です。敗訴したものの、この事件で私たちの視点の正しさへの自信と貴重な経験を得ることができました。その経験を生かした(株)ディー・エヌ・エーの免責規定について、判決で貴重な規範を確立することができました。これからも皆で力をあわせ丁寧且つ積極的に事案に取り組みます。

長田 淳(なくす会副理事長/差止請求・被害回復検討委員会委員長)

特定適格消費者団体として、被害回復に取り組む

第73号 2018年5月10日発行

全国で3団体目となる『特定適格消費者団体』に認定されました



適格消費者団体 特定非常利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会は、本年1月31日付で特定適格消費者団体認定申請を消費者庁におこない、審査を受けてきました。4月24日10時15分より、消費者庁大臣室にて、福井内閣府特命担当大臣より、審査の結果が交付され、特定適格消費者団体として認定されました。これまで、消費者機構日本(平成28年12月認定)と消費者支援機構関西(平成29年6月認定)の2団体が特定

2018年1月31日付けで、消費者機構日本、消費者支援機構関西に次いで3番目となる特定適格消費者団体として認定されました。2022年、消費者支援ネット北海道が認定され、現在は4団体となっています。2020年7月にはなくす会として初の被害回復訴訟を提起。(株)ZERUTA被害者23名に分配しました。

第86号 2020年7月15日発行

給与ファクタリング事業者に共通義務確認訴訟を提起

2020年6月8日午前、「株式会社ZERUTA」(本社：東京都新宿区 以下、当該事業者という)に対する共通義務確認請求訴訟をさいたま地方裁判所民事部に提起しました。当会としては初めて、全国では4件目の共通義務確認訴訟※1)となります。
事件番号：令和2年(ワ)1254号 系属部は第6民事部

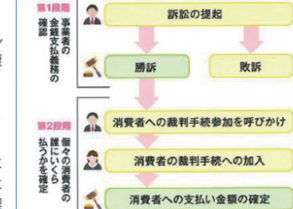


第96号 2022年3月20日発行

被害回復 (株)ZERUTA 被害回復訴訟 ⇒返金手続きが終了しました⇒

給与ファクタリング事業者(株)ZERUTA(屋号：七福神)に対し貸金債権の引き渡しとして支払った金額の返金を求めた被害回復訴訟について、第2段階の手続きを進めていました。

2022年2月3日、債権が確定した方々23名への分配金の振り込みを行いました。現時点でこれ以上の回収見込みがないことから、分配金の振り込み業務が終了したことをもって、授権に参加いただいた方々との契



「自ら考え行動する消費者になろう～誰ひとり取り残さない持続可能な社会を目指して～」を大会スローガンに開催されました。記念講演では、Dialogue for People フォトジャーナリスト・副代表の安田菜津紀さんから「写真で伝える今、共に生きるとは何か ～取材から見えてきたこと～」と題して、世界各国・日本各地での取材活動を通して見えてきた人々の暮らしについて、幅広い視点でお話いただきました。

午後の消費者課題分科会では、「知らないと損よ！消費者に身近な法律」と題して、宮西陽子弁護士から事例をもとに詳しく解説いただきました。

◆全体会302人（会場152人・YouTube視聴150人＊視聴申し込み時）
食分科会（会場39人・Zoom30人）、消費者課題分科会（会場24人・Zoom33人）映画分科会会場49人に参加いただきました。

消費者力アップ学習会Vol.2 12/14・オンラインのご案内

知って納得！LPガス 安心して使い続けるために

～LP ガスの取引適正化と消費者の立場～

開催日時 2022年12月14日（水）10時～12時

開催方法 オンライン（Zoom）要予約 先着90名 参加費無料

LPガスはもともと自由な料金設定が可能でしたが、料金の不透明問題など、トラブルの報告も多くあります。エネルギー関連の審議会などに多く参加されている橘川先生に、LPガス取引適正化に向けた取り組み及び、消費者の役割などについてお話いただきます。

講師 橘川 武郎さん（国際大学副学長）

国際大学副学長／国際大学国際経営学研究科教授

1951年生まれ。東京大学大学院経済学研究科博士課程単位取得退学。経済学博士。青山学院大学助教授、東京大学社会科学研究所教授、一橋大学大学院商学研究科教授、東京理科大学大学院イノベーション研究科教授を経て現職。専攻は日本経営史、エネルギー産業論。著書に『エネルギー・シフト』、『災後日本の電力業』などがある。



申込締切 2022年12月9日（金）要予約

申込方法 ①フォーム <https://forms.gle/qDkpBZpZYtp1uSCX9>

②メール nakusukai.05@saitama-k.com

必須事項：お名前（フリガナ）、緊急時連絡先（なるべく携帯電話）



消費生活支援センターや市町村の消費者相談窓口へ迷わず相談を！

◆埼玉県消費生活支援センター（彩の国くらしプラザ内） Tel 048-261-0999

◆全国共通 消費者ホットライン Tel 188（いやや！）（お住まいの市町村相談窓口につながります）

